判事兼簡易裁判所判事　品田　幸男
同　中川　綾子　同　中俣　千珠
同　西川　篤志　同　宮田　祥次
平成二十五年司法試験考査委員に任命する
任期は平成二十五年十月三十一日までとする
平成二十五年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は平成二十五年十月三十一日までとする（各通）
検事　角井　俊文
同　菊池　章　同　吉川　崇
同　近藤　裕之　同　内藤惣一郎
同　山内　由光
検事兼法務事務官　島根　里織
平成二十五年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は平成二十五年十月三十一日までとする
平成二十五年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は平成二十五年十月三十一日までとする（各通）
宇藤　崇　宇野　聡
大木　卓　大澤　裕
加藤　英継　神田　秀樹
佐伯　仁志　酒巻　匡
清水　真　洲崎　博史
滝沢　昌彦　只木　誠
内藤　順也　流矢　大士
二宮　照興　野嶋慎一郎
畑　瑞穂　平谷　正弘
村中　徹　山内　久光
山本　敬三　山本　弘
判事　相澤　哲
判事兼簡易裁判所判事　齋藤　聡
同　高島　義行　同　谷口　安史
同　野村　賢　同　三村　三緒
同　桃崎　剛　同　森　健二
同　吉井　隆平
平成二十五年司法試験考査委員に任命する
任期は平成二十五年十月三十一日までとする
平成二十五年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は平成二十五年十一月三十日までとする（各通）
検事　粟田　知穂
同　岡本　安弘　同　岡山　忠広
同　金子　修　同　河合　芳光
同　川越　弘毅　同　小林　康彦
同　坂本　三郎　同　鈴木　和孝
同　高橋　和人　同　髙松　宏之
同　津田　敬三　同　筒井　健夫
同　堂薗幹一郎　同　外ノ池和弥
同　橋本ひろみ　同　福田あずみ
同　保坂　和人　同　松居　徹郎
検事兼法務事務官　同　丸山　秀和
同　松井　信憲　同　志村　康之
検事兼法務事務官教官　山口　浩
同　佐藤　剛
平成二十五年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は平成二十五年十月三十一日までとする
平成二十五年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は平成二十五年十一月三十日までとする（各通）
飯塚　卓也　牛島　聡美
大渕　哲也　兼原　敦子
北村　大　北村　喜宣
高井　章光　田頭　章一
田中みどり　谷口勢津夫
土田　道夫　中西　正
野村　美明　増井　良啓
宮崎　裕子　薬師寺公夫
判事　大塚　直
同　定塚　誠　同　細田　啓介
判事兼簡易裁判所判事　金澤　秀樹
同　清水　響　同　東海林　保
同　鈴木　義和　同　竹田　光広
平成二十五年司法試験考査委員に任命する
任期は平成二十五年十月三十一日までとする（各通）
検事　石井　隆
同　江原　健志　同　小原　一人
同　小嶋　英夫　同　藤谷　俊之
同　松井　洋
検事兼法務事務官　東山　太郎
法務事務官　菅宮　真樹
平成二十五年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は平成二十五年十月三十一日までとする（各通）
赤坂　甲治　入不二基義
大橋　弘　小澤　実
筧　三郎　加藤　友康
久保　健雄　白井　宏
菅原　克也　鈴木　毅彦
高柳　正夫　谷口　将紀
椿　真智子　宮村　一夫
山川　修治
平成二十五年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は平成二十五年十月三十一日までとする（各通）
新井　潤美　丸山　嘉代
奥井　智之　萩原　孝基
片山　善博
下村　裕
助川幸逸郎
竹内　幹
半田　淳子
検事　丸山　嘉代
検事兼法務事務官　萩原　孝基
平成二十五年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は平成二十五年十月三十一日までとする（各通）（以上十月十七日）

外務省

（欧州局ロシア課企画官兼ロシア課ロシア交流室長）外務事務官　山村　嘉宏
在サンクトペテルブルク日本国総領事館総領事に昇任させる（十月二十九日）

皇室事項

行幸
天皇陛下は、十月二十九日午後零時四十一分御出門、第百八十一回国会開会式に御臨場のため、国会議事堂（千代田区）へ行幸、同一時二十二分還幸になった。

行幸啓
天皇皇后両陛下は、十月二十八日午後二時二十九分御出門、近代競馬百五十周年記念事業として開催された東日本伝統馬事芸能及び第百四十六回天皇賞競走を御覧のため、東京競馬場（府中市）へ行幸啓、午後四時四十三分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の四において準用する第九条の七の七の規定に基づき、次のとおり登録操縦免許証失効再交付講習実施機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同規則第八十四条の四において準用する第九条の七の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十四年十月三十一日　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の名称　株式会社日本船舶免許更新センター
二　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の住所
（変更前）群馬県高崎市栄町十六―十一
（変更後）群馬県高崎市上大類町千四十九
三　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の所在地
（変更前）群馬県高崎市栄町十六―十一
（変更後）群馬県高崎市上大類町千四十九
四　変更年月日　平成二十四年十月十七日

登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録操縦免許証更新講習実施機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十四年十月三十一日　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　株式会社日本船舶免許更新センター
二　登録操縦免許証更新講習実施機関の住所
（変更前）群馬県高崎市栄町十六―十一
（変更後）群馬県高崎市上大類町千四十九
三　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の所在地
（変更前）群馬県高崎市栄町十六―十一
（変更後）群馬県高崎市上大類町千四十九
四　変更年月日　平成二十四年十月十七日